

準備は
お済み
ですか？紙類の
排出ルール

令和6年1月1日から

が変わります



来年(令和6年)1月1日から、事業所から出るリサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止します。事業系ごみ(一般廃棄物)の処理を業者や市へ依頼している場合も、ごみとして出すことはできません。

紙類はペーパーレスに取り組み、分別してリサイクルすることで、今よりごみを減量でき、**処理費用の削減**にもつながります。

次の資源化の方法を参考に、今からご準備をお願いします。

リサイクル可能な紙類の
清掃工場への搬入を **禁止** します！

ごみとして出したり、ごみに混ぜたりすることはできません。



【機密書類も搬入禁止の対象です。】

資源化の方法 (業者への依頼)



① 事業系ごみ (一般廃棄物) の収集運搬業者に相談する

- ・ 現在事業系ごみの収集運搬を契約している業者 (堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者) に相談してください。

※市へ継続ごみ収集の申し込みを行っている場合は、②へ。

② 古紙リサイクル業者に回収を依頼、または持ち込む

- ・ 古紙を取り扱う業者に回収を依頼したり、直接持ち込んだりすることが自由にできます。
- ・ 次の**事業所紹介**や**制度**もご参照ください。



新設!

＼気軽に回収依頼!!機密文書処理の情報も/

再生古紙取扱(回収・持込)事業所の紹介

紹介を希望する再生古紙取扱(回収・持込)事業所の一覧について、7月下旬から市ホームページへの掲載を開始しました。

機密文書の対応に関する詳細情報も発信していますので、ぜひご活用ください。

※一覧は事業者から依頼のあった内容をそのまま掲載するため、市がその内容を保証するものではありません。事業者間でトラブルが発生しても、市は一切の責任を負わないことをご了承ください。

市ホームページ⇒

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyosho/jigyogomi/kyouryoku/koshigyousyasoukai.html

市が
推奨!

＼営業時間内は自由に持込可能/

古紙回収協力事業所制度

協力事業所の営業時間内であれば、いつでも古紙を持ち込むことができます。市が推奨する制度です。

各事業所の一覧や詳細情報等は、市ホームページまで。



市ホームページ⇒

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyosho/jigyogomi/kyouryoku/17887020220329110006605.html



募集
(先着順)

市民・事業者から**古紙**を受け入れ、SDGsの推進に貢献！
常設の回収保管庫を設置する事業者を支援します！



—古紙回収保管庫設置補助金—

★保管庫設置の**メリット**あります★

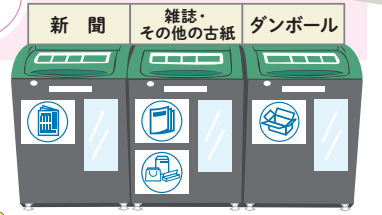
古紙の売払い
による収益

集客(人を呼び
込む)効果

SDGsへの貢献等
企業のイメージアップ

当補助金により設置の保管庫を、
市のホームページで
古紙回収拠点として紹介します！

- 設置場所の例** スーパー、ショッピングモール、レジャー施設、スポーツ施設、金融機関
- 申請期間** 募集中～12月28日(木) ※必着
- 補助金額** 補助率：対象経費の1/2 **上限 20万円**
- 申請方法等** 補助対象者であるかの確認、交付の条件等詳細の説明を行いますので、事前に資源循環推進課までご連絡ください。



保管庫イメージ(例)

※詳細な要件、申請様式、補助金交付までのスケジュールなどは、市ホームページでご確認を⇒
https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recycle/kosi-kaisyu/hokanko-hojyokin.html



Q 古紙回収保管庫とは？

A 事業者が原則週5日以上古紙を回収するために設置する、耐久性のある集積用の保管庫のことです。なお、増設や既設のものは対象外です。

事業系古紙リサイクルセミナー

講師が
決定！

堺市では、事業系一般廃棄物として古紙の排出をしている事業者に対し、ごみの減量化・リサイクルに関する理解を深めることを目的として、事業系古紙リサイクルセミナーを開催します。

- 開催日** 令和5年8月30日(水)
- 時間** 午後2時～3時30分(開場1時30分)
- 会場** フェニーチェ堺(堺市民芸術文化ホール)：小ホール
- 講師** 公益財団法人 古紙再生促進センター 山上一氏／竹内 靖記氏
- 対象** 堺市内事業者及びその従業員
- 定員** 先着 300名(1事業所2名様まで)
- 締切** 令和5年8月25日(金)午後5時30分



申込方法

事業所名、事業所所在地、参加代表者名、参加人数、電話番号を明記のうえ、電子メール、ファックス、または電子申請システムでお申し込みください。
詳細は市ホームページへ⇒
https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyosho/jigyogomi/kyouryoku/jigyokeikoshirisaikusemina.html



●紙類のリサイクルに関する**出張説明**(申込制)●

紙類の排出ルール変更についての疑問やリサイクルの取組方法等について、市内の事業所に直接出向いて説明をさせていただく「出張説明」を以下の要領で行います(実施は令和5年12月25日まで)。

- 【開催日・時間】** 原則、市役所休業日以外の午前10時から午後4時までの間(30分～60分)
- 【主な内容】** 今回のルール変更の目的・メリット/リサイクル可能な紙類の品目や禁忌品の解説/リサイクルの取り組み方/資源化の方法/発生抑制のススメ～ペーパーレス・リユースの推進
- 【申込方法】** 日程調整や説明内容の確認等を行いますので、事前に資源循環推進課までご連絡ください。

ご覧ください！
～市作成パンフレット等～
紙類のリサイクルに関する様々な資料をご用意していますので、参考にしてください。



←市ホームページから今すぐダウンロード
https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/gomi_recy/jigyosho/jigyogomi/kyouryoku/siryu.html